

平成 19 年（2007 年）9 月 27 日

報道関係者各位

**JASSO 日本学生支援機構  
緊急採用奨学金について（追加）  
（台風 11 号及び前線による大雨）**

独立行政法人日本学生支援機構では、先に発生した台風 11 号及び前線による大雨にかかる災害救助法適用地域の世帯の学生・生徒に対する緊急採用及び応急採用を受け付けていますが、このたび同法適用地域が下記のように拡大されました。つきましては、奨学金を希望する学生・生徒については、引き続き、該当者全員の推薦を受け付けますので、在学する学校に申請してください。

また、この災害により奨学金の返還が困難になった方には、奨学金の返還期限猶予制度を適用しておりますので、「奨学金返還期限猶予願」を日本学生支援機構にお送りください。

記

**1 災害救助法の適用地域**

【秋田県】

（既存適用市町村）北秋田市

（追加適用市町村）能代市

**2 適用地域の準用**

災害救助法の適用を受けない近隣の地域で、同等の災害にかかった世帯の学生・生徒並びに同地域に勤務し勤務先が被災した世帯の学生・生徒で同等の災害にかかった者についても、適用地域に準じて取り扱うものとします。

**3 貸与始期**

（1）緊急採用（第一種奨学金）：平成 19 年 9 月以降で学生・生徒が希望する月

（2）応急採用（第二種奨学金）：平成 19 年 4 月以降で学生が希望する月

**4 貸与終期**

（1）緊急採用：平成 20 年 3 月

（2）応急採用：修業年限の終了月まで

**5 推薦の留意点**

高等学校における奨学金業務については、平成 17 年度より各都道府県に移管されました。本機構の奨学金貸与対象となるのは、平成 16 年度までに高等学校本科に入学した者（中等教育学校、特別支援学校においては、それぞれ後期課程、高等部に進学した者）に限りますのでご注意ください。

**6 返還期限の猶予**

「奨学金返還期限猶予願」を本機構に提出する事で 1 年間返還期限を猶予します。

独立行政法人 日本学生支援機構（JASSO）

政策企画部 広報課 / 横山

TEL: 03-3269-4261 FAX: 03-3269-0750

e-mail: kouhou@jasso.go.jp URL: <http://www.jasso.go.jp/>